

平成20年第6回辰野町議会定例会議録(1日目)

1. 招集告示年月日 平成20年11月26日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成20年12月3日 午前10時
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名

1番	中村守夫	2番	矢ヶ崎紀男
3番	永原良子	4番	前田親人
5番	宇治徳庚	6番	宮下敏夫
7番	成瀬恵津子	8番	船木善司
9番	三堀善業	10番	中谷道文
11番	岩田清	12番	山岸忠幸
13番	根橋俊夫	14番	篠平良平

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号辰野町住民カード条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第2号辰野町公益法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第3号辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第4号平成20年度辰野町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第7 議案第5号平成20年度辰野町上水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第6号平成20年度辰野町簡易水道特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第7号平成20年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第8号平成20年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第9号平成20年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第10号平成20年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第11号平成20年度町立辰野総合病院事業会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第12号平成20年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算(第2号)

号)

日程第15 議案第13号平成20年度辰野町有線放送特別会計補正予算(第2号)

日程第16 議案第14号平成20年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第17 議案第15号城前橋改築工事委託に関する協定の変更について

日程第18 議案第16号長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について

日程第19 議案第17号南信地域町村交通災害共済事務組合を組織する町村数の減少及び南信地域町村交通災害共済事務組合規約の一部変更について

日程第20 議案第18号長野県市町村自治振興組合規約の一部変更及び組合を組織する市町村数の減少について

日程第21 議案第19号辰野町公の施設の指定管理者の指定について

日程第22 議案第20号調停において合意する件

日程第23 請願・陳情について

#### 7. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克彦	副町長	赤羽 八洲男
教育長	古村 仁士	代表監査委員	小野 眞一
総務課長	平泉 栄一	まちづくり政策課長	小沢 辰一
住民税務課長	野沢 修一	保健福祉課長	井口 敬子
産業振興課長	松尾 一利	建設水道課長	根橋 正美
会計管理者	加島 範久	教育次長	白鳥 義政
病院事務長	荻原 憲夫	福寿苑事務長	金子 文武
開発公社常務理事	竹淵 光雄	消防署長	丸山 均
両小野国保病院 事務長	増沢 秀行	社会福祉協議会 事務局長	林 龍太郎

#### 8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	桑沢 高秋
議会事務局庶務係長	飯沢 誠

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 8 番 船 木 善 司

議席 第 9 番 三 堀 善 業

10. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

おはようございます。寒さも日に日に厳しくなり、今年も後 1 箇月を切りました。議員の皆様におかれましては、日々の議員活動大変ご苦労さまでございます。本年最後の議会となりましたが相も変わらぬ慎重な審議をお願いをいたします。定足数に達しておりますので、これより平成20年第 6 回辰野町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行いますが、文書報告としお手元に配付してありますので、後ほどご覧いただきたいと思ひます。続いて、議事に入ります。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。第 6 回定例会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町 長

ここに平成20年第 6 回辰野町議会定例会を招集申し上げましたところ、時節柄ご多用のところご出席を賜り感謝を申し上げます。また先月の横浜への議員視察研修には、私たちも同行させていただき大変有意義でありました。小野光賢・光景父子が横浜市の基礎づくりに大きな貢献をされ、その縁で今回横浜市の議長、副市長とも懇談ができ、来年の横浜開港 150 周年イベントの参加や職員の人事交流などの話ができました。辰野町の身の丈に合った交流を今後進めてまいりたいと思ひますのでご協力をお願い申し上げます。

師走を迎え今年を振り返ってみますと、大きな災害もなく当初計画いたしました 2 箇所の介護予防センター建設事業、公営住宅平出越道団地整備事業、公共下水道全事業の完了、防火水槽整備事業、小学校パソコン教室の充実、全国瞬時警報システムの整備、体育施設改修工事、妊婦検診の充実やメタボリック予防検診などの事業がそれぞれ順調に取り組んできたところでございます。また県、国のご理解をいただき長年、30年近くにわたり悲願要請を行ってまいりました徳本水ミニバイパス

を始め道路整備にも取り組むことができたわけであります。今後介護予防施設の更なる充実、小中学校の第2次耐震診断や低所得者、高齢者への灯油券交付事業などにも取り組んで行きたいと思っております。また辰野病院の改革プランにつきましては、地域医療を守る観点から策定をしております。病院の新築移転を含め議員各位のご理解、ご協力を切にお願いを申し上げます。

政府は11月の月例経済報告で「世界経済が一段と減速する中、下押し圧力が急速に高まっている。」と景気の基調判断を下方修正し、日銀も年末にかけて企業の資金繰り支援を強化する方針を出してまいりました。アメリカ発の金融危機と景気の低迷は、日本を始め世界の経済を急激に冷やしてしまいましたわけでございます。日本においても生活や将来への不安、株価の下落、雇用の悪化、内需の縮小や円高による輸出の減速や採算割などの影響が出てまいっております。景気の低迷が長引く恐れがあるのではないかと心配をいたしているところでございます。このような経済情勢の中で、平成21年度の予算編成は町税収入の厳しい状況が予想され、普通交付税や道路特定財源の一般財源化も不透明であり期待できるものではありません。財政の健全化に一層取り組みながら住民要望へのそれぞれの事業は選択と集中により事業を厳選したうえ、重点的に財源を配分してまいりたいと思っております。

さて今定例会に提案致します議案は、辰野町住民カード条例の一部を改正する条例についてなど条例案件、一部改正など3件、平成20年度辰野町一般会計補正予算など補正予算11件、協定の変更1件、一部事務組合における市町村数の減少及び規約の一部変更等3件、辰野町公の施設指定管理者の指定について1件、及び調停において合意する件1件、合計20議案であります。提案時にそれぞれご説明申し上げますので、原案可決くださいますようお願いを申し上げ第6回定例会招集にあたっての挨拶と致します。

#### ○議 長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、議席8番船木善司議員、議席9番三堀善業議員を指名します。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より、委員会における協議結果の報告を求めます。

#### ○議会運営委員長（成瀬）

皆さんおはようございます。去る11月26日議会運営委員会を開催し、平成20年第

6 回辰野町議会12月定例会の会期並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

11月26日辰野町告示、第57号によって辰野町長より12月定例会を12月3日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと12月定例会の会期並びに審議日程など、議事運営について慎重に協議を行い、全員一致して決定いたしました。会期日程案、並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたしますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます。議会運営委員長の報告といたします。

○議長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いたします。

○議会事務局長

(会期日程案朗読)

○議長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり決めるにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日から12月16日までの14日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号辰野町住民カード条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第1号辰野町住民カード条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。住民基本台帳カードに図書館利用者カードの機能を加えることにより利用者の利便を向上させるとともに、住民基本台帳カードの普及促進を図るために条例を改正したい。内容は辰野町住民カード条例第3条に(5)として図書館における図書の貸出等、を加えるものです。これによりまして今までこのカードによって住民票、印鑑証明、税証明、戸籍証明、交付できたわけでありまして、これに加え図書館において図書の貸出等にも利用できることとなります。条例の施行日は平成21年2月1日からとしたいというものです。ご審議の上、原案可決いただきますようお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第1号辰野町住民カード条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご意義ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

意義なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。日程第4、議案第2号辰野町公益法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第2号辰野町公益法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の改正によりまして、公益法人を公益的法人に職員の派遣先団体に係る規定が改められましたことに伴いまして、辰野町で関係する3条例の整備を行いたいというものでございまして、その内容につきましては第1条といたしまして、辰野町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の題名を辰野町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例、それから第1条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に。それから同条中「公益法人等」を「公益的法人等」に改め第9条中「公益法人等」を「公益的法人等」に改めるものでございます。第2条辰野町職員定数条例の第1条中「辰野町公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「辰野町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改めるものでございます。第3条は辰野町職員の分限に関する条例の第2条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める内容でございます。附則といたしましてこの条例は公布の日から施行をいたしまして、平成20年12月1日から適用するというものでございます。以上提案理由を申し上げましたので原案可決いただきますようお願い申し上げます。

ます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋（13番）

今回の条例改正によりまして、職員派遣の団体の範囲が広がるというふうに理解されるわけですが、公益的法人というのは具体的に辰野町では、どのようなものが想定されて具体的にはどんなような団体を考えておられるのかお伺いをしたいと思います。

○総務課長

今回の公益的法人ということによりまして範囲が拡大をされるということではなくて、現状のままが公益的法人というふうなことだというふうに思っておりますし、現在開発公社、それから社団法人の開発公社、それから社会福祉協議会に派遣してございますが、これにつきましては範囲の拡大が図られるとかということではなくて、現状のものに合わせて条例の改正をお願いするというところでよろしくお願いいたします。

○根橋（13番）

条例ですので厳格な答弁をお願いしたいわけですが、規定としてはこの公益的法人というのは現状の方針はそういう形であっても、将来ですね理論的には公益的法人に入り得るっていう法人が辰野町では該当し得るのかどうか、そののへんを答弁いただきたいと思います。

○総務課長

今回の公益的法人の関係につきましては、公益法人制度の改革によりまして今まで公益法人と言われていた部分が税の原則課税されます、一般的な社団法人ですとか一般財団法人と税の優遇措置のある公益社団法人、公益財団法人というふうに区分けがされてまいります。それを受けましての公益的法人ということでございますので、今までと変わらないと言いますか、今までの制度を継続するために公益法人を公益的法人というふうに条例の改正をお願いするものであります。以上です。

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第2号辰野町公益法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案は

原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。日程第5、議案第3号辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第3号辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例を提案するにあたりましての提案理由をご説明申し上げます。産科医療補償制度の発足に伴い、辰野町国民健康保険条例の一部を改正したいので議会の可決を求めるものでございます。今回の改正は通常の妊娠、分娩時の事故で赤ちゃんが脳性マヒとなった場合に医師の過失に関係なく、補償金3,000万円を支払う産科医療補償制度が平成21年1月から始まるのに合わせ、分娩機関が1分娩あたり3万円の保険料を出産費用に上乗せして請求すると見られるため、出産一時金を現行の35万円から上限38万円に引き上げるものでございます。以上提案理由をご説明申し上げましたのでご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○船木(8番)

この5条の2第1項のところですね、必要があると認めるときはというふうにありますけれども、具体的に一つ二つ事例をお願いできればと思います。

○保健福祉課長

これは産科医療補償制度に加入している分娩施設で出産した場合ですので、それ以外の分娩施設で出産した場合は3万円の上乗せはありません。ちなみに長野県下の分娩施設におきましては、全分娩機関で加入しております。出産一時金を請求するときは、領収書を添付してもらいますがその中にこの保険制度に入った保険料3万円というのが入っていれば出産一時金を38万円支給するというものでございます。

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第3号辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議



ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり可決されました。日程第6、議案第4号平成20年度辰野町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは議案第4号平成20年度辰野町一般会計補正予算(第6号)を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、給与費の調整、公用車の購入、灯油購入補助、赤羽介護予防センター建設並びに下辰野公民館改修事業、商工業誘致及び振興補助金、各施設の燃料費の増などの補正予算であります。この補正総額は2億5,908万4,000円の追加であり、予算総額は76億2,100万円となりました。その概要を申し上げますと歳入につきましては地方特例交付金、繰入金等の減額、地方交付税、分担金・負担金、国庫支出金及び繰越金等の増額補正であります。歳出につきましては、総務費を始めとする給与費の調整であります。次に総務費では公用車の購入等であります。民生費では灯油購入補助、赤羽上の原地区の介護予防センター建設、下辰野公民館の改修工事等であります。衛生費では辰野総合病院、高度医療等に伴う補助金の増額、聴力検査機器の購入、後期高齢者健康診査委託等であります。農林水産業費では水路改修工事、サル捕獲用おり作製補助等であります。商工費では、商工業誘致及び振興補助金の増額であります。土木費では、城前橋改築事業における立木等の補償料、公営住宅建設事業では上水道等の補償費であります。消防費では伊那消防組合本部負担金の増額等であります。教育費では小中学校の耐震2次診断、燃料費、準要保護児童・生徒奨励費等の増額であります。また城前橋改築工事の協定変更に伴い、債務負担行為限度額が変更となります。以上のとおり、補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げ提案説明とさせていただきます。

○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第7、議案第5号平成20年度辰野町上水道事業会計補正予算(第2号)を議題

といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第5号平成20年度辰野町上水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。まず1ページをご覧ください。収益的収入及び支出を補正するもので収入は第1款、水道事業収益で3,645万2,000円を追加し3億9,957万3,000円とし、内訳は営業収益で2,402万4,000円を追加3億7,386万2,000円。営業外収益で1,049万4,000円を加え2,377万7,000円。特別利益は193万4,000円としました。支出は第1款水道事業費用で3,645万2,000円を追加し3億9,957万3,000円とし、内訳は営業費用で45万2,000円を加え3億210万8,000円。営業外費用として3,600万円を加え9,701万6,000円としました。2ページをご覧ください。資本的収入及び支出を補正するもので収入は第1款、資本的収入で250万9,000円を追加し900万9,000円とし、内訳は固定資産売却代金です。支出は第1款資本的支出で1億2,265万2,000円を追加し2億9,142万7,000円としました。内訳は建設改良費で950万円を追加、4,730万円。企業債償還金で1億1,315万2,000円を追加して2億4,412万7,000円としました。資本的収入額が支出額にたいする不足額2億8,241万8,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填いたします。5ページをご覧ください。補正予算の説明書をご覧くださいと思います。収益的収入では給水収益として水道使用料2,064万3,000円を追加、受託工事収益を338万1,000円を追加しました。営業外収益では負担金を1,049万4,000円を追加、これは補償金免除の繰上償還に伴う簡易水道統合時の町負担分であります。特別利益では、固定資産売却益で193万4,000円を計上しました。これは水道施設用地として保有していた土地の一部を赤羽中山激特砂防事業に伴う排水路用地として長野県に売却したものの利益相当分であります。6ページをご覧ください。支出では原水及び浄水費として職員の給料、手当、法定福利費及び電気料金の改定に伴う増額を計上いたしました。続いて7ページをお願いします。排水及び給水費では主に修繕費として、漏水修繕工事等450万円を追加しました。総係費では、職員給料減額、備消耗品費としてコンビニ収納用パソコンの購入費を計上いたしました。支払い利息及び企業債取扱諸費では、任意繰上償還に伴う補償金3,600万円を計上いたしました。飛びまして10ページをご覧くださいと思います。資本的収入では固定資産売却代金250万9,000円を計上しました。これはさきほど5

ページで説明しました土地の購入価格の相当分であります。11ページをご覧ください。配水設備改良事業費は湯舟送水管布設工事及び上島地区の給水管新設工事として750万円を追加をいたしました。有形固定資産購入費では井出の清水取水ポンプの取替えに伴うものであります。企業債償還金は1億1,315万2,000円を追加しました。これは2繰上償還に伴う元金です。有償ではありますが利率5.5パーセントのを1口償還するものであります。以上提案理由を申し上げました。原案可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第8、議案第6号平成20年度辰野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第6号平成20年度辰野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4万9,000円追加し、歳入歳出予算の総額を1,039万3,000円とするものであります。飛びまして6ページをご覧ください。歳入は鴻之田簡易水道収入の水道使用料を4万9,000円増額しました。続いて7ページをお願いします。歳出は鴻之田簡易水道費で総務管理費の需用費の内、光熱費を4万9,000円追加しました。これは電気料改定に伴うものであります。以上提案理由を申し上げました。原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第6号平成20年度辰野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第6号は原案のとおり可決されました。日程第9、議案第7号平成20年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題

といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第7号平成20年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算（第1号）について提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50万円追加し、歳入歳出予算の総額を5,052万4,000円とするものであります。飛びまして6ページをご覧くださいと思います。歳入は基金繰入金を20万円追加、続いて7ページ繰越金を30万円追加いたしました。続いて8ページですが歳出につきましては総務費の内、総務管理費の委託料を50万円追加しました。これは県が施行しております飯沼飲川激特砂防事業の排水路工事に伴う本管移設の設計委託料であります。以上提案理由を申し上げます。原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第7号平成20年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第7号は原案のとおり可決されました。日程第10、議案第8号平成20年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第8号平成20年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第2号）について提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ1,574万円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億4,817万1,000円とするものであります。飛びまして6ページをご覧ください。歳入では基金繰入金を400万円減額、続いて7ページですが繰越金を1,974万円増額しました。これは前年度繰越金が確定したものであります。続いて8ページをお願いします。歳出では01目公共下水道総務費で給料等職員の異動による増額であります。需用費、負担金、補助

及び交付金は昭和63年に工事着手しました下水道事業が、この平成20年度で完了いたしますので竣工に係る費用を計上いたしました。水処理センター管理費は職員手当他、人件費、電気料改定に伴う光熱費を増額しました。9ページをお願いします。公共下水道事業費では給料他、人件費を増額し19年度繰越金確定により財政調整基金に1,120万円を積み立てるものであります。以上提案理由を申し上げます。原案可決くださいますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○山岸（12番）

8ページの下水道事業の竣工記念事業なんですけども、これ50万出ているんですけどもこれの具体的な内容を教えていただきたいんですが。

○建設水道課長

50万の、まあパンフレットの作成、要は経過を残すためにパンフレットの作成と事業の負担金につきましては、現在内部で検討しておりまして記念になる竣工碑を建てたりとかそういうことで検討しております。

○議長

他にございますか。質疑、討論を終結します。これより議案第8号平成20年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案のとおり可決されました。日程第11、議案第9号平成20年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第9号、平成20年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第1号）について提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ909万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億3,671万9,000円とするものであります。飛びまして6ページをご覧ください。歳入は分担金及び負担金の内、特定環境保全公共下水道負担金を40万円追加しました。

これは受益者負担金です。7ページをご覧ください。繰越金は前年度繰越金が確定しましたので869万8,000円を追加しました。続いて8ページですが歳出では特定環境保全公共下水道費の内、財政調整基金積立金を909万8,000円増額しました。水処理センター管理費では電気料金改定による需用費を50万円追加し、工事請負費を65万円減額をいたしました。以上提案理由を申し上げます。原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第9号平成20年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。本案は原案のとおり決まるにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり可決されました。日程第12、議案第10号平成20年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第10号平成20年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億145万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億8,253万3,000円とするものでございます。内容につきましては6ページをご覧ください。歳入でございますが国庫負担金の療養給付費等負担金が、国保加入者の一般被保険者退職被保険者の区分変更や後期高齢者医療制度の創設により、前期高齢者支援金、退職被保険者等に掛かる前期高齢者交付金等の医療制度改正により3億1,335万4,000円の減額補正でございます。次に7ページの前期高齢者交付金でございますが、国庫負担金同様、制度改正に伴う新たな交付金でございますが確定により1億5,770万5,000円の増額補正でございます。8ページの基金繰入金は国庫負担金減額によるところから取り崩しを行うもので、3,673万3,000円の増額

補正でございます。9ページの繰越金は前年度の繰越金1,509万円の増額補正でございます。10ページの諸収入は一般被保険者第三者行為納付金136万7,000円、及び退職被保険者第三者行為納付金100万4,000円をそれぞれ交付決定になったことによる増額補正でございます。次に歳出につきましては、11ページ12ページ13ページの保険給付費は療養給付費等の見込みから、一般被保険者療養給付費1,000万円の減額、退職被保険者等療養給付費4,000万円の減額、一般被保険者療養費500万円の増額、退職被保険者等療養費100万円の増額、一般被保険者高額療養費500万円の増額、退職被保険者等高額療養費100万円の増額、葬祭費100万円の減額、出産育児一時金300万円の減額のそれぞれの補正でございます。14ページの後期高齢者支援金は確定によります支援金は207万4,000円の増額、事務費拠出金は4万9,000円の減額補正でございます。15ページの前期高齢者納付金につきましても確定により支援金は12万8,000円の増額、事務費拠出金は5万2,000円の減額補正でございます。16ページの老人保健拠出金につきましても確定により医療費拠出金は2,227万5,000円の減額、事務費拠出金は54万2,000円の減額補正でございます。17ページの介護納付金は国庫補助の減額による財源組替えでございます。18ページの諸支出金は一般被保険者保険税還付金100万円の増額、及び前年度国庫支出金超過交付金返納金26万1,000円の増額補正でございます。19ページの予備費は4,000万円の減額補正でございます。以上提案理由を申し上げましたので、ご審議の上原案可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋（13番）

18ページの一般被保険者の保険税還付金が100万増額ということになっているわけですが、これはどのような事情でこのような増額になるのでしょうか。

○保健福祉課長

一般被保険者保険税につきましては、税の方で担当しておりますので調べて連絡いたします。

○議長

よろしいですか。他にございますか。

○山岸（12番）

13ページの出産育児一時金なんですけども、さきほどの条例改正でもって35万を38万にしたわけなんですけども、この補正予算では300万減額っていうふうに出てきてるんですけども、そこらへんがちょっと不安になるんですけどもどうでしょうか。

○保健福祉課長

出産者は国保加入者で11月末現在15名、525万の支出になっております。国保加入者の出産者が減っている状況にあります。原因については把握しておりません。

○議長

よろしいですか。

○山岸（12番）

はい。

○議長

質疑、討論を終結します。これより、議案第10号平成20年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり可決されました。日程第13、議案第11号平成20年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第11号平成20年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第2号）について提案理由を説明申し上げます。1ページ2ページをご覧いただきたいと思います。第2条ですが、予定量の補正であります。第3条資本的収入及び支出の補正であります。1,102万8,000円の補正、総額21億3,006万円の補正であります。合計額であります。支出も同様であります。第4条資本的収入及び支出の補正であります。収入の方であります。2,600万の減額補正、4億9,615万5,000円の額となります。これは第5条に定めてあります医療機器整備事業の起債であります。当初6,000万を予定していたわけですが、2,600万を減額しまして3,400万とするものであります。支出の方であります。2,000万円の減額補正、補正後は5億6,173万3,000円





それでは議案第12号平成20度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。1ページをお開きください。今回は歳入の補正は行わず、給与費を主体とした歳出のみの補正をお願いするものであります。歳入歳出の総額は2億5,427万9,000円のままであります。それではその内容を申し上げます。4ページをお開きください。歳出の内、一般管理費ですが給料、職員手当等、共済費の共済組合負担金については19年度末での定年退職者1名について補充を見合わせたことにより、給与費を減額したものであります。一方、賃金については欠員でありました正規職員に代わって雇用しました、臨時職員の不足分を計上させていただきました。また需用費の燃料費は重油代の不足分であります。最後に5ページの予備費ですが、総務管理費で発生いたしました減額分につきまして予備費に組み込み増額補正するものであります。以上提案理由を申し上げます。原案可決くださいますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○岩田（11番）

歳出の方の総務費の部分4ページですけれども、職員手当が248万減額されているのに寒冷地手当のみ14万3,000円増額されているのはどういう理由でしょうか。

○福寿苑事務長

これにつきましては当初見込みました人件費、職員の異動によりましてその増減が関わったものであります。

○岩田（11番）

今年が寒いってこと？

○福寿苑事務長

寒暖の部分では関係はございません。

○根橋（13番）

同じく4ページなんですけれども、雇用増ということですからけれども現在臨時職員は何人雇用しているのでしょうか。

○福寿苑事務長

5名おります。

○議長

他にございますか。質疑、討論を終結します。これより議案第12号平成20年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり可決されました。ここでさきほどの議案第10号について保健福祉課長より答弁を求められておりますので、これを許可いたします。

○保健福祉課長

さきほどの根橋議員さんの質問にお答えいたします。還付金でございますが、所得変更や加入脱退などの廻りの資格変更に伴います過年度の国保税の還付でございます。現在の状況から100万円を計上いたしました。以上でございます。

○議長

進行いたします。日程第15、議案第13号平成20年度辰野町有線放送特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第13号平成20年度辰野町有線放送特別会計補正予算（第2号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。今回の補正予算は歳入歳出にそれぞれ14万円を追加し歳入歳出予算の総額を7,402万2,000円としたいとするものであります。内容につきましては職員の4月の人事異動に伴います給与費の増額をお願いする補正でございます。少し飛びまして6ページをお開きください。歳入では有線電話使用料過年度分14万円の増額であります。歳出につきましては7ページでございますけれども、総務費の01目一般管理費の給料40万円、04節共済費19万円の増額でございます。03節の職員手当の1万円の減額、それから02目次の目でございますが維持管理費の14節、使用料14万円、それから次のページの8ページ2項でございますが予備費30万円のそれぞれの不用減額でございます。給与費の明細につきましては9ページ以降でございますので、ご覧をいただきましてご審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第13号平成20年度辰野町有線放送特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第13号は原案のとおり可決されました。日程第16、議案第14号平成20年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第14号平成20年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第2号)の提案をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,683万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億2,830万6,000円とするものでございます。内容につきましては6ページをご覧ください。歳入でございますが、介護保険事業費補助金が44万1,000円の増額、これは介護認定モデル事業システム改修に伴う国庫補助金でございます。7ページの繰入金でございますが、こちらは一般会計からの繰入金172万3,000円の増額で認定調査費の増加によるものが主なものでございます。8ページの繰越金でございますが、1,466万9,000円の増額でございます。これは平成19年度分の繰越金の増額でございます。次に歳出でございますが、9ページをご覧ください。総務管理費の一般管理費でございますが33万1,000円の増額でございます。これは人事院勧告に基づきます人件費の増額でございます。徴収費は通信運搬費25万円の増額、介護認定審査会費は介護認定モデル事業負担金88万3,000円、臨時職員賃金40万円、主治医意見書作成手数料30万円の増額でございます。11ページの保険給付費でございますが、高額介護サービス費で100万円の増額でございます。12ページの地域支援事業でございますが、包括的支援事業・任意事業費で12万2,000円の増額でございます。13ページの償還金及び還付加算金1,354万7,000円の増額は平成19年度介護給付費負担金返還金でございます。以上提案理由を申し上げましたのでご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第17、議案第15号城前橋改築工事委託に関する協定の変更についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第15号城前橋改築工事委託に関する協定の変更につきまして提案理由のご説明を申し上げます。城前橋の右岸橋梁上流の排水樋門の改修・補修費並びに左岸の町道の拡幅範囲の工事量の変更に伴いまして、平成17年12月に国土交通省地方整備局長との協定を取り交わしたわけでありましたが、この協定の契約金額を変更をしたいとするものでございまして、変更になる部分は契約金額の8億400万円を1億1,891万2,897円に変更をしたいとするものでございます。よろしくご審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第18、議案第16号長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について。日程第19、議案第17号南信地域町村交通災害共済事務組合を組織する町村数の減少及び南信地域町村交通災害共済事務組合規約の一部変更について。及び日程第20、議案第18号長野県市町村自治振興組合規約の一部変更及び組合を組織する市町村数の減少について。以上3件について一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第16号長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について提案理由を申し上げます。平成21年3月31日付けで清内路村が阿智村と合併することになりましたので、長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数が63市町村から62市町村に減少するものでございまして、この議決を求めるものでございます。

議案第17号南信地域町村交通災害共済事務組合を組織する町村数の減少及び南信地域町村交通災害共済事務組合規約の一部変更でございしますが、これは下伊那郡清内路が阿智村と合併することに伴いまして規約の変更を行うものでございまして、第5条第1項中これは議会の議員数を規定しているものでございしますが、19人を18人に1減ということで改めるものでございます。それから別表の内、清内路村を削

りまして22町村が21町村になるというものでございます。

議案第18号長野県市町村自治振興組合規約の一部変更及び組合を組織する市町村数の減少についての提案理由を申し上げます。1つといたしまして長野県市町村自治振興組合の中に市町村からの派遣職員等で構成する電子自治体推進部門を新たに設置をいたしまして、人材の育成、相談窓口の設置等の事業を実施し市町村職員の情報化に関わる技術・能力の向上を図るものでございまして、規約の第3条第2号を市町村が共同して行う電子自治体の推進に関する事務に改めるものでございます。それから第4章の次に第5章ということで、事務受託ということでございまして地方公共団体等が組織いたします一部事務組合の事業につきまして事務の委託の申し入れが出たときはこれを受託することができるという規定を加えるものでございます。それから2点目といたしまして阿智村及び清内路村の合併に伴いまして組織する市町村数が81から80市町村に減少するという内容の議決を求めるものでございます。いずれも21年の4月1日からということで施行するものでございます。以上提案理由を申し上げます。原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第16号長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第16号は原案のとおり可決されました。続いて、議案第17号南信地域町村交通災害共済事務組合を組織する町村数の減少及び南信地域町村交通災害共済事務組合規約の一部変更についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第17号は原案のとおり可決されました。続いて、

議案第18号長野県市町村自治振興組合同規約の一部変更及び組合を組織する市町村数の減少についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第18号は原案のとおり可決されました。日程第21、議案第19号辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長

議案第19号辰野町公の施設の指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。辰野町公の施設の指定管理者を指定するため議会の議決を求めるものでございます。この施設は信州辰野ふるさと農村公園グリーンビレッジ横川の指定管理者の指定をするものでありまして、現在社団法人辰野町開発公社に指定をしていますが平成21年3月31日に指定期間が切れるため平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5箇年の期間で指定をするものであります。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願いいたします。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結します。お諮り致します。議案第19号については、会議規則第37条の規定により総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第19号については、総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。日程第22、議案第20号調停において合意する件についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第20号調停において合意する件につきまして提案理由をご説明申し上げます。平成16年10月20日台風23号によるJR飯田線列車転覆事故につきまして、平成20年4月19日東海旅客鉄道株式会社より、辰野町、中井筋水利管理組合を相手取りまして調停の申立書が伊那簡易裁判所に出されたところをごさいます。この件につきまして下記のとおり合意したいということで議決を求めるものでございます。調停の相手方につきましては、愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号、東海旅客鉄道株式会社代表取締役、松本正之、2、町が相手方に支払う解決金額300万円、以上提案理由を申し上げます。原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結します。お諮り致します。議案第20号については、会議規則第37条の規定により総務産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第20号については総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。日程第23請願・陳情についてを議題とします。請願・陳情については、あらかじめその写し及び文書表を配付してあります。ここで、事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(請願・陳情文書表朗読)

○議長

以上、陳情5件につきましては、それぞれ所管の委員会へ審査を付託することにいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。



1 1 . 閉会の時期

12月3日 11時 22分 散会

この議事録は、議会議務局長 桑沢高秋、庶務係長 飯沢誠の記録したものであつて、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 番

署名議員 番